

# 戦後日本の社会福祉研究史的概観からみた 社会福祉運動論の位置づけ

—現象と本質の関係性を中心にして—

末崎 栄 司

[抄 録]

社会福祉研究の歴史を紐解いていくと、社会科学の視点にもとづく社会福祉運動論の必然性が叫ばれてくる。それは社会福祉における政策論的立場の限界性を見極め、それを踏まえて一步、前進させるというふれ込みのもとでその社会福祉運動論が主張される場合が多い。しかし、ここで立ち止まって考えなければならないことは、この社会福祉の政策論的立場が緻密に分析し、ひねり出してきた研究（科学）の学問的成果（真理）を捨象して、この運動論を唱えようとする動きも見受けられる。けれども、政策論的立場が緻密に分析し、ひねり出してきた研究（科学）の学問的成果（真理）に規定され制約づけられた形での社会福祉運動論でなければならず、この研究（科学）の学問的成果（真理）から遊離して社会福祉運動論が一人歩きできるものではない。こうした点から、現象と本質の関係性からみた社会福祉運動論の位置づけをめぐる課題について論じていきたい。

キーワード：社会福祉運動，現象的概念，本質的概念，社会福祉研究史，  
歴史的社会的規定性

## 1. 社会福祉研究の本格的なはじまり

第二次世界大戦後の我が国の社会福祉は、飛躍的な発展をとげた。そのことは、戦前までは濃厚に面影をとどめていた半封建的で前近代的な国家主義的社会体制が、敗戦とアメリカ占領政策によってその根元から揺り動かされ、ブルジョア民主主義の社会思潮と政策・制度が強行

的に移植せられ、敷設されたからであった。こうしたアメリカ占領政策をきっかけとする我が国の近代化と現代化の同時変革の推進ではあったが、そのことは社会福祉の領域においても一つの新しい芽を植えつけ、速成的な育成と展開が試行されたのであった。

そうした状況を思い起こしてみれば、第二次世界大戦前の我が国の社会福祉（社会事業）は、社会政策でさえ慈恵的に彩られた状況の中で、色濃く前近代的な慈善事業や天皇制的慈恵救済に染まってきたのだが、この歴史的・社会的状態に反映して社会福祉理論（社会事業理論）もまた、気高い理念や形而上学的観念を唱える具体的内容には、多様な救済現象の雑貨屋的な陳列をなすにすぎない考え方が中心的な傾向を占めていた。

こうした考え方に属する一人として生江孝之がいる。生江はキリスト教精神をバックにして、社会事業（社会福祉）が慈善事業・慈恵事業と違うところは、生活困窮を個人の責任に帰するのではなく社会の責任であると考えたところは、せめてもの救いがあったのである。ところが、この時代の社会状況を反映して、その理念と現状分析との間には、ただ、現状が淡々と記述されているだけであって、その両者の間には何の理論的な結合や、その結合に関わる論理的な説明がなかったのである。すなわち、理念は理念として存在したのだが、現状分析に貫徹し、慈善事業を作り変える批判的な力とはなり得なかったのである。また、同じ立場に位置する海野幸徳においては、観念的な理論路線を追い求め、慈善事業の弱点や欠陥を認めながらも、その底流に横たわる良いもの人間的なものを今日に生かし、無上の価値を有する慈善事業の現代版の完成を主張していたのであった。

こうした観念論的抽象論的な社会事業理論（社会福祉理論）とは別に、大正デモクラシーをバックグラウンドにして、また社会運動や労働運動の高揚を背景にして、唯物弁証法に基づく社会事業理論（社会福祉理論）や政策批判、さらには運動の提唱などがあった。それに属する人たちとして、磯村英一、牧賢一などがいた。

こうした状況の中で、社会事業（社会福祉）の科学的・学問的理論化は、社会政策を研究する者たちによって構築されていくのであった。例えば、風早八十二や大河内一男の理論がそれである。両者は第二次世界大戦前の社会、とりわけ準戦時体制下の厳しい思想統制を意識しつつマルクスの「資本論」の提示する勤労者階級の貧困化理論、相対的過剰人口と被救恤的窮民の概念と規定を手がかりとして、風早八十二はそのことに概ね沿って社会事業（社会福祉）の理論を提示し、大河内一男はそのことを生産力説的に修正しながら、生産政策としての社会政策に補足的・補完的に協力する役割を担わせながら社会事業（社会福祉）の理論化を行った。

そして、第二次世界大戦は、我が国の社会福祉（社会事業）を軍国主義に奉仕するものであると位置づけたが、敗戦とともにすべてのものが押し流された。そこから、アメリカ占領政策のもとでアメリカ社会福祉が強制的に移植され、日本政府の厚生官僚たちは、大勢としてはその流れに追従し、さらには積極的にその直輸入されたアメリカ社会福祉の普及に力を注いだのである。研究者の一部はこの動向に敏感に反応しつつ、自らの社会福祉理論の体系化を計り、

また、他の一部の研究者は、日本資本主義の置かれている歴史的・社会的条件を考慮して抵抗の理論を構築していったのである。

## 2. アメリカ社会福祉の移入

確かに、アメリカ社会福祉が日本の社会福祉の理論と実際に与えた影響は、光の面と影の面を持っていた。我が国の社会福祉を色濃く染めいた半封建制・前近代性を払拭し、占領政策としての社会的実験の意味をも含めて、ブルジョア民主主義が許容することができる最高限度まで我が国の社会福祉の近代化・現代化を進め、理想的な制度的枠組も用意された。自由で独立の個人が有する生活の自己責任を前提として、国家責任による最低生活保障、無差別平等の社会的保護、保護請求権と不服申立権等の規定を含む公的扶助法を基本とする一連の社会福祉立法の制定実施がそれであった。

そして、アメリカ社会福祉のもたらした、いま一つの貢献は社会福祉援助技術の導入であった。そのことは、いわゆる愛情と勘、ないしは体験を拠りどころとしていた我が国の社会福祉に、対象をめぐる人間関係の課題を合理的・能率的・効果的に解くことができる過程的・手続的な知識と技能の総体に関わる体系を提供したことであった。実質的な内容を欠如し、封建的・前近代的な慈善的行為を営みながら、崇高な理念や超越的な観念だけが空転してきた我が国の社会福祉界に、ブルジョア民主主義的人間観を前提とする専門職業的で科学的な援助技術の体系が導入されたことは、確かに評価されるべき事項であった。

ところが、残念ながら、同時に、一つの大きな問題が発生してくることになるのであった。それは、まず、一つ目にアメリカ資本主義の歴史的・社会的規定性から必然となる技術主義的体系が、我が国の歴史的ならびに社会的・経済的地盤とは関係なく、外部から抑圧的に上から導入されたものであって、社会福祉が対象とする需要から引き離された状態のもとで、アメリカ社会福祉援助技術が強制的に移植されたのであった。他方、この時点で我が国に強制移入されたアメリカ社会福祉援助技術は1930年代頃において、アメリカ資本主義のもとで流行った精神分析学や精神医学主義のソーシャルワーク、とりわけ、ソーシャルケースワークを中心とする技術主義的体系であり、そこでは人間とそれを取り巻く人間関係、個人の内面的な情緒面や性格面での調整にもとづいて与えられた社会環境への適応を図ろうとする発想を有するが、歴史的・社会的規定性を有する社会的人間の社会体制的矛盾の体现を取り除こうとする社会福祉問題（社会問題）対策としての社会福祉の性格的特質が意識的にか無意識的にか忘却されていた。

我が国の資本主義の後進性と停滞性、さらには労働者をはじめとする国民大衆の労働条件・生活諸条件の低水準と劣悪性の歴史的伝統の上に、戦争中の軍事統制と敗戦による社会的・経済的混乱が重なって、何よりもまず我が国の社会福祉は労働者や国民大衆の生活維持のための

法律的・政策的な社会福祉的保護の幅広い堅実的な救済の確立が要請されている中で、社会福祉の大きな課題はそのような社会的・環境的な条件の改善に存するのではなく、個人の内面的な情緒や性格の意図的調整にあるのだという方向に問題の所在をすり替えられてしまうといった傾向を辿っていくのであった。

こうして社会福祉から社会福祉問題（社会問題）対策としての意識と認識が脱落し、個人の内面的な不調整状態への調整技術が社会福祉であるという方向付けが強められた。そのことは結果的には社会福祉から社会福祉問題認識（社会問題認識）を除去する任務を果たし、それがアメリカ軍の占領政策の終焉とともに、社会福祉援助技術主義化の奨励を国家的政策として推進されることとなった。

さらに大きな問題は、このアメリカ社会福祉援助技術の強調と高揚は技術至上主義、あるいは、技術万能主義にまで発展し、社会福祉そのものの本質は援助技術であり、この援助技術そのものが社会福祉のすべてであるという錯覚や幻覚さえ呼び起したのであった。その頃にアメリカ占領軍の軍人であった心ある人の中には、権力に弱い日本の社会福祉従事者がアメリカ社会福祉の援助技術（ソーシャルワーク）を無批判的に受容することを、強く戒める人々も現れたのであった。また、そのアメリカ本土においても、アメリカの社会的潮流の動向を正しく見極めていた研究者によって、アメリカ社会福祉そのものを内部から自己批判し、従来の路線を変化させ修正していくことの必要性を説く研究者も現れたのであった。

あるアメリカの社会福祉研究者の一人は、もともと社会福祉援助技術は家来の位置に据えられるものでありながらも、主人の地位に取って代ろうとする危険性を侵してきたと自己批判し、資本主義の自己矛盾を除去する社会改革の必要性を唱える研究者も現れてきたのであった。さらには、こうした主張とともに社会福祉の中に社会問題認識を取り戻すことや、社会福祉の中に歴史的・社会的視点の復帰を要求する者も出てきたのであった。

けれども、我が国の社会福祉研究者はそうした動向を見て見ぬふりをするか、あるいは、何とかやっとなら社会福祉援助技術として使い慣れてきた技術を再び奪い取られることに危機感を感じながら、アメリカ社会福祉の古いスタイルにかじりついてきた。そして、1960年代以降、アメリカ社会福祉の潮流が決定的な方向転換を始めたことが明らかになって、我が国の社会福祉理論もそのことに賛同する者も現れ、今までの心理学をはじめとする精神医学主義から人間行動科学主義にまで幅を広げたソーシャルケースワークを核とする技術主義的体系に重心を置きながらも、ソーシャルアクションの存在を改めて再認識し、それを、いま一つの核に据えながら現代版としての社会改良主義政策の躍進と推進を改めて要求していくという動きも見られたのであった。そこから、かつて社会福祉援助技術がすべてであると主張してきた研究者たちの中には、政策論を重視する者や運動論（ソーシャルアクション）を強調する者として、行き先の異なる電車に乗り換える場面も見受けられるようになった。

例えば、一つの証拠として我が国の社会福祉研究者の一人である木田徹郎は、戦後、日本に

直輸入をされたアメリカ社会福祉援助技術を我が国の土壤に定着させ、これを積極的に取り入れることによって科学的な社会福祉の専門職化の道筋を形成された人物であり、アメリカ社会福祉援助技術に高い評価を付与する研究者であるといつてよいであろう。ところが、この木田徹郎は、いつの間にか、こうした自分自身の動きや考え方の中にある歪や矛盾に意識的にか無意識的にか気づき、アメリカ社会福祉援助技術の考え方が如何なる援助技術を駆使して人を助けるのかという考え方ではない研究内容と関係諸科学の研究成果を用いて、社会問題や生活問題を解決しようとする独自の体系化に歩みを取り始めたと言主張されるようになった。そのことを裏付けるものとして木田徹郎は「かつて専門職化中心に展開してきたアメリカの考え方は、How to do 方式でない内容の研究と関係諸科学の知識を社会福祉的視点に立って対象＝社会生活問題に対処せんとする、独自の体系化に歩を進みはじめた。<sup>(1)</sup>」と指摘される。つまり、社会科学的視点にもとづく政策論的体系を批判的に据えて、それを克服するために、アメリカ社会福祉援助技術を中核にした技術主義的体系の強調を主唱されたはずなのに木田は、いつの間にか社会科学的視点にもとづく政策論的体系の強調にアクセントがすり替えられるという日和見主義的な結果に陥ってしまっているのである。しかも、木田は「こういうと一見制度と専門的行動（技術）とが別ものとして分離しているように思われるが、実は両者は、いわば楯の両面のようなもので、制度や機構がほんとうに役立つためには、これが現実の具体問題の解決に有効性を発揮できるように『専門行動（技術）』によって実践的に機能されなければならない。<sup>(2)</sup>」と述べられている。こうした指摘からも理解されるように、木田はアメリカ社会福祉援助技術の崇拝者でありながらも、社会問題対策としての政策論的体系を重視し強調していくという論調にシフトしていくことになる。だから、技術主義的体系と政策論的体系の両者を折衷していくという方向性の中での高次元の統一を究極的に目指していくものであった。しかし、残念なことに高次元の統一という旗印とは裏腹に、技術主義的体系に重心を置く体系となってしまっていたのであった。学問的な本質というものを取り扱うのではなく、実際のサービスの展開過程を如何なる手続きを踏んで行っていくのかというところで取り扱っていく援助技術などを取り上げるといった現象レベルの課題・問題を対象としているということであろう。そこから、戦後のアメリカ社会福祉の移入のもとでは、社会科学的認識にもとづく社会福祉運動論が芽生えてくる素地がなかったように考えられる。

### 3. 機能論的体系

こうした状況の中で、我が国の社会福祉理論は技術主義的体系と政策論的体系とに分立し、それぞれの理論があたかも別世界の人種の対話であるかのように、互いにかかけ合わない違和感をもって対立をしてきた。

技術主義的体系は、竹内愛二、岡村重夫たちの「社会福祉」理論をはじめとする、また、そ

の系統を引き継ぐ多くの後継者たちによって展開され推進していったのであった。そこに構想され樹立された理論体系は、それぞれにそこに織り込まれ盛り上げられた要素や内容などの相違にもかかわらず、非社会科学的な研究方法や超歴史的研究方法を用いて構築された体系であることは、共通の事項であると言ってよい。もう少し詳しくそれぞれの特徴を眺めて見ると、竹内愛二の社会福祉理論はアメリカ社会福祉のソーシャルワーク、あるいは、技術至上主義をほとんど変えずにそのまま取り入れた形で、周辺の諸科学の応用、あるいは、人間行動科学の基盤の上に「専門社会事業」、つまり、アメリカのソーシャルワークを底辺に据えた「専門社会事業」の体系を目指したのであった。

岡村重夫の場合は、社会学の役割応答理論を導入し、制度（法律）・政策と個人（人間）との間に成立する「社会関係」概念をキーワードに据え、この「社会関係」が上手く成立しない状態に着目して社会福祉の役割・任務、さらには社会福祉の本質を探究していくことになる。すなわち、そのことを具体的に言うならば次のようなことになるであろう。それは、この「社会関係」の一方に存する制度（法律）・政策は個人（人間）に対して、制度（法律）・政策を必要とする場合、一定の社会的役割期待を要求する。それに対して個人はその役割期待に的確に応ずること、つまり、役割応答が問題なくスムーズに行うことができれば、個人は必要となる制度（法律）・政策が利用でき、「社会関係」が成立する。しかし、問題なのは、個人が何らかの事情で生活を営む上で支障をきたすような問題・課題を背負った場合に、それを取り除くために、制度（法律）・政策を活用しようとする際、その制度（法律）・政策からの役割期待に対して的確に役割応答ができないというケースが発生した時、一体、どうするのかということである。この役割応答ができないことは制度（法律）・政策が利用不可能であることを意味し、生活困難な道へと墜落させてしまう。そこで、この個人の役割応答がスムーズにできるようにするために、個人の主体的側面（個人的側面）に対して「個別化的援助」を展開することこそが社会福祉が、本来的になすべきことであり、この「個別化的援助」こそが他の諸科学にはない社会福祉の固有性であり、本質そのものであると岡村重夫は規定するのである。だから、岡村はこの「個別化的援助」の体系、すなわち、ケースワークといった援助技術の体系こそが社会福祉の本質的体系であると捉えられるのである。

こうして、竹内理論も岡村理論も、制度・政策的保護の重要性を認めながらも、残念なことに社会福祉の固有の領域から制度・政策的保護を締め出すといった結果を招いている。あるいは、制度・政策的保護は社会福祉の本質ではないとされるのである。そこから、社会科学的視点にもとづく社会福祉運動論の視点は軽視され、ただ、アメリカ流のソーシャルアクションといった行動や活動が重要視されることになる。だから、ここでも学問（科学）としての本質というものとは対象とされず、ただ、「個別化的援助」といった現実的なサービスを如何なる援助技術や援助手段を用いていくのか、展開していくのかという手続過程に関わる現象としての課題・問題を取り扱うことになるであろう。そこから、意識的にか無意識的にか社会的歴史的

規定性が軽視ないしは無視されているわけであるから、本質的な意味での社会福祉運動論が芽生える地盤が薄かったと言えるのではないだろうか。

#### 4. 社会科学的体系

これに対して、政策論的体系は竹中勝男に出発点を見ることができるが、ただ、その政策論的体系は、本質的に超歴史的な社会学的研究方法を抛りどころとして、歴史現象そのものが機能論的に捉えられ、その歴史現象が形而上学論や政治論などと抱合った混乱の中で、社会民主主義的な社会福祉理論となっているのである。そこで、この政策論的体系の、真の意味における出発点としては孝橋正一の世界福祉理論とみることが正しいように思われ、この孝橋の流れを引き継ぐ一連の研究者たちの理論体系が政策論的体系の根本的な底流だと言ってよいであろう。

こうした体系は、いずれも社会福祉の本質をこの資本主義制度の歴史的・社会的枠組の中で認識し、生活破壊化法則（貧困化法則）などといった資本主義の社会＝経済法則を前提とし条件として、研究方法は社会科学的研究方法を用いて、社会福祉の本質理解を推し進めていくところに科学的・学問的な共通の基盤があると言える。ただ、政策論的体系の流れをくむ研究者の一人として考えられる一番ヶ瀬康子などにおいては、社会福祉における「政策学」を「政策批判の学」として捉え、それを踏まえて社会福祉運動論を展開しようとする方向が強く、社会的実践概念に新しい息吹を織り込む特色を有している。なお、孝橋においては、社会福祉運動論の不可欠性や重要性を認めつつも、社会福祉の本質はどこまで行っても政策的概念であり、労働運動や社会運動との関連性の中でその必要性や重要性を説き強調するのである。そういう意味では、孝橋のもとでは社会問題（社会福祉問題）対策こそが社会福祉の本質的概念であり、社会福祉運動論は本質的概念ではなく、対象そのものが労働者とその家族である以上、労働運動や社会運動との関係性の中で社会福祉運動論を認識理解していく必要性を唱えられるのである。なぜなら、孝橋にとっては社会福祉運動論の重要性や不可欠性を軽視しているのではなく、ただ、その正しい位置づけを強調されているにすぎないのである。

#### 5. 折衷論的体系

ところで技術主義的体系と政策論的体系の融合しがたい対立と違和感は、両者を何らかの形で統一し統合することによって、社会福祉そのものの全体像がいとも簡単にデザインできるはずであるとする錯覚を呼びさましていく。すなわち、木田徹郎は、両者の高次元の統一を唱え、他方、政策論的体系という社会科学論的体系と人間行動科学的研究方法を基盤に据えた技術主義的体系とを統一的に調整させ融合して、それをもって両者を上手くまとめるための全体

的統合原理なるものを主唱していく嶋田啓一郎も登場してくるのである。この木田と嶋田の両者の社会福祉理論の共通点は、社会福祉そのものの全体像に関する、ある種の統一的体系を樹立しようという形をとって現れるのであるが、残念ながら実質的・本質的・内容的には折衷論的体系にすぎない結果に陥っているのである。そして、そのことが更なる混乱を招くことに繋がっていると見てよいであろう。

つまり、そのことは政策論的体系において導き出された社会福祉の対象とは社会科学的研究方法という社会福祉の本質に、唯一、正しく接近できる研究方法によってひねり出されたものであり、客観的で学問的で科学的な色彩を帯びた対象であると言える。ところが、技術主義的体系のもとにおける対象は、この社会科学的研究方法から遊離され規定されない対象であり、本質的で科学的で客観的な対象とは言えず、単なる現実のサービス・援助を行う過程での対象であるにすぎないのである。だから、こうした折衷論的体系においては、こうしたまったく異質で次元の異なる対象を社会福祉というコップの中でスプーンを使ってかき混ぜたにすぎないものなのである。だから、この折衷論的体系においては、技術主義的体系と政策論的体系を、結果的には統一・統合したのではなく、両者の対立関係をより曖昧にし、問題の異なった両者の性格を未分化にしてしまっただけであると言える。援助技術という現象と政策的概念という本質とを同じ次元で統一・統合することはできない。なぜなら、現象という援助技術を成り立たせているもの、あるいは、それを規定しているものは、その根底にある本質としての「政策的概念」であるからである。

木田の理論においては、援助技術と制度・政策との当たり前の抱き合わせが、技術主義的体系と政策論的体系との高次元の統一性という装いをもって現れる。しかし、その中身は援助技術と制度・政策とを機能的研究方法を用いて、適当に結合させて、しかるべき処理をして実践的であるかのように表面的に見せかける抽象的観念的な統一体系であると言えよう。そして、嶋田の理論においては、気高いふれ込みのもとで提唱される全体的統一原理の考え方は、政策論、援助技術論、運動論、そして、医学、精神医学、心理学、社会学、政治学などを含む人間行動科学などを、これまた機能的研究方法、あるいは超歴史的研究方法を使って用心深く慎重にかき混ぜ繋ぎ合わせ、そこから全体の調和的な均衡それ自体が高次的統一原理の体系であると提唱されているようにも見受けられる。

いずれにせよ、木田と嶋田の両理論を成立させている根底には超歴史的研究方法が横たわり、統一原理的な体系であるとか高次的統一的な体系であると主張されるものの、内実的には本質的立場から眺めて見ると、超歴史的研究方法（非社会科学的研究方法）のもとに、現象的で機能的な分析と整理にもとづいて理論の体系化を企てること、あたかも社会福祉の本質論的体系であるかのような錯覚に陥り、そこから本質論的研究方法を見失うことがかえって、その本質に迫る研究方法であるかのように思い誤るところに、この体系の大きな混乱を招いているように思われる。だから、ここで肝に銘じておかなければならないことは、社会福祉そのもの



のの本質を解き明かすことに関わって、目指すべき真理は一つしかなく、その唯一の真理に正しい方法で接近していくことができる研究方法も、また一つだけであるということである。技術主義的体系と政策論的体系との全体的折衷的統一を図ろうとすることは、結局のところ社会科学的研究方法と超歴史的研究方法との高次的な統一を行おうとすることであって、そもそもそのことは、はじめから理論的・実践的に不可能な論理的操作とも言える。こうした研究方法がそもそも最初から異なるわけであるから、統合論・統一論という名のもとでの、この折衷論的体系が結果的には必然的に自ずと自らを破綻へと導く原因が、ここにあると言えよう。

そして、ここで確認しておかなければならないことは、それぞれの理論体系はそれ自身完結している一つの理論体系であって、その内外のどこかに、問題となっている援助技術と制度・政策とが位置づけられているのである。例えば、岡村重夫の理論体系では制度・政策は社会福祉の固有の領域ではなく、社会関係の客体的側面(制度的側面)として対象者の利用すべき社会資源として社会福祉体系の外に位置づけられている。ちなみに援助技術は、岡村理論の本質である「個別化的援助」の推進を担う中核的柱として、社会福祉体系の内(内部)に組み込まれているのである。こうしたことから理解されるように、本来的に統一・統合されているはずの体系そのものについて、そこに統一・統合がないとして、再統合・再統一を図ろうとする試みはもともと、それぞれの体系に対する読み誤り思い違いの上に、不必要な誤診をまた一つ重ねることにもなりかねないのである。だから、従来、技術主義的体系と政策論的体系という形で捉えることで処理され、それを統一・統合しようとする立場からは、結果的に統一・統合したのではなく、両者の対立関係をさらに一層曖昧にし、問題の異なった性格を、結局、未分化にしてしまうことに繋がるのである。

行き着くところ、技術主義的な社会福祉論は社会問題への社会的対応策としての社会福祉論から大きくはずれてしまい、そこには近代的な社会福祉の成立基盤を、救済を必要とする状態の根拠として不可欠な社会性・歴史性の承認に求めることを拒否し、そこから社会福祉の真の姿を資本主義の社会=経済法則との関係性の中で認識把握しようとしなない。こうした理解のもとで、我が国の社会福祉研究に携わる者は、社会福祉の概念の中に技術主義的で機能的な目標・理念を織り込み、社会的ニードの個別化的充足であるとか、個人のパーソナリティの発達や人格の発達といったものを客観的に捉え表現しようとするのであるが、結局のところ超歴史的で観念的で抽象的な捉え方に陥ってしまっているのである。社会的ニードとか社会的不適応などといったものが、実質的には資本主義社会の構造上の矛盾から噴き出る諸々の社会問題のもとでの個人への照射に他ならないのである。しかも、社会問題の基盤たるべき社会体制(社会制度)が帰着する歴史的課題は、アメリカ資本主義社会においても免れることはできず、その社会においては超歴史的な人間関係や社会関係の個人的調整にすり替えられてしまい、社会福祉の本質理解は社会科学の正しい方向性から遊離してしまうことになる。そこからアメリカ社会福祉はアメリカ資本主義社会の永続性を前提とした楽観的な現象論であり、そこには必然的に

本質論がない。こうした社会科学的視点からの批判の学究として木村正身や与田柁らがいる。すなわち、物事の本質、言い換えると社会福祉の客観的本質という学問（科学）の対象として取り扱った事項と、現実の具体的サービスをどのように進め展開していくのかというその現象としての、すなわち、実際としての過程で使われる援助技術や援助方法を対象とするということをかき混ぜただけであって、この客観的本質という学問（科学）の対象と現実のサービスの展開過程で対象としている援助技術や援助方法の対立関係を曖昧にしたり、問題の異なった性格を未分化にただけである。結局のところ、社会福祉の本質としての政策論的立場と現象（論）としての援助技術論的立場とを統一・統合したものではなく、両者の対立関係をさらに曖昧化し混迷化を深めているだけのように思える。こうした折衷論的体系においては、現象形態としての援助技術と本質としての制度・政策といった異質の次元のものを統一・統合しようとする状態のもとでは、社会科学的視点にもとづく社会福祉運動論が誕生する地盤や土壌を期待することは難しいと言えるのではないか。

## 6. 社会福祉運動論の登場

そして、1950年代頃に登場してきた我が国の福祉国家的状況を背景に、それが1960年代頃になると社会福祉の理論体系における研究方法の分裂が強化されるとともに、その中から一つの新しい方向づけを登場させた。いわゆる、その方向性の一つ目は、この政治的宣言を好意的・無条件的に受け入れて、それを前提条件として、その上に社会福祉理論を展開し社会福祉の拡大路線を敷き、それを実証しながら社会福祉の全面的開花を賛美していく立場である。技術主義的立場、機能論的立場、人間関係論的立場、さらには折衷論的立場を含めて、その行き方の賛同者であることは簡単に気づくことが可能となる。その理由は、福祉国家という政治的宣言は社会福祉の理論体系の構築にとっては、所与のものとしては最善で最良の理想的な社会的地盤であり社会的枠組を意味するもので、その意味で賛美と歓迎を表明しつつ、社会福祉の理論体系をそれに寄せつつ上手く適合するように調整すれば事足りると考えるのである。そこから福祉国家論それ自体を吟味し分析し、そして、批判的に検討を行うことはそれを賛美し高く評価する者たちにとっては、直接的な関心事ではないのだという前提に立脚していくことが大部分の場合だからである。

そして、折衷論的立場に立脚する人たちの中には、奇妙な現象として福祉国家論そのものまでが超歴史的に機能論的に認識理解され、その中に社会主義の核心が包含されていて、そのことを实际的に体現するものが社会福祉であるという構想のもとに、社会福祉の統一的原理や統一的体系を打ち立てようとする場合も見受けられる。また、社会福祉の形而上学的立場や目的論的立場が社会科学的認識の脱落と排除のもとに、福祉国家という言葉からにじみ出てくる政治的宣言と姿勢を、人類の理念、正義と社会連帯の実現として高く評価し、そこから社会福祉

の士気を高揚させようとする場合も見られる。そして、それは当然のことながらこれらの見解のどれを取っていても、超歴史的な研究方法論の立場を採用していることが分かるのである。

これに対立する他のもう一つの立場は社会科学的研究方法、つまり、政策論的立場からの接近であって、ここでは福祉国家は国家独占資本主義段階における国家として厳密に規定され、それを政策主体とする社会福祉に対して、その政策批判とその批判を通しての社会福祉運動論の展開と方向性が形づけられる。それに属する研究者のそれぞれの理論の構成やアクセントに違いがあるとしても、1960年代後半頃から1980年代にかけて現れてきた研究者たちにはそうした方向性や傾斜が色濃く残っている。そうした傾向性や色合いを有する理論の研究者としては、真田是、一番ヶ瀬康子、高島進、小倉襄二などといった人たちが属することになる。この立場に立つ学究たちは社会科学的研究方法を用いながら、自分たちの独自の理論展開を「新しい理論」の提起というふれ込みのもとで、従来の古い理論が発見した真理として一般的・普遍的に認められた真実を意識的にか無意識的に無視ないし否定されている場合も見受けられる。そこから、必然的に社会福祉そのものが取り上げる社会現象の分析と理解、そして、その理論構成や理論的枠組、さらには体系化の構築にあたっての論理的な操作上の矛盾が湧き上がってくる場合も散見されるように思われる。

さらに、このことに関わって、その政治論的、あるいは運動論的な視点と強調とが、社会政策などの経済理論の弱点を克服することに役立っていることを主張することによって、一応、理論体系としての全体像を整えてはいるが、内容的には脆弱さを露呈している場合も見られる。けれども、こうした批判の対象となっている論点は政策批判と、それにもとづく社会福祉運動論に対する単なる批判や課題ではなく、裏返して言えば、新時代に向けての社会的実践への道標として社会福祉の本質解明の理論体系が、より精密に的確に樹立されることへの期待と切なる要望と言えるのではないか。

## 7. 現象論と本質論の関係性からみた社会福祉運動論の位置づけ

ところで、社会福祉の本質は政策的体系であると言える。しかし、その政策を整備し充実していくためには、下からの社会福祉運動が不可欠であろう。例えば、真田はこの社会福祉運動論を考えるフレームワークとして、次のような仮説からそれを捉えられている。真田は「運動の歩みを規定する社会的なファクターで重要と思われるものを、絞って単純化・簡素化して、仮説にする。<sup>(3)</sup>」と言われる。この「仮説」にもとづいて、その時代その時代に依じて運動をモデル化（類型化）しようとするのである。それでは、その運動の歴史を規定していく重要な社会的なファクターを示す仮説とは、一体、如何なるものとなるのであろうか。真田は次のようなものだと言及される。すなわち、「対象としての社会問題—運動—政策主体の三元構造<sup>(4)</sup>」だとされる。

そこから、この仮説を用いて社会福祉運動を規定する重要な社会的なファクターとして、次のようなものを挙げられている。まず、「社会福祉運動を規定する社会的なものは、まずはその時期の社会問題としての生活問題の質量ともの実態である。<sup>(5)</sup>」とされる。この生活問題が存在することによって、それを契機として、その生活問題への解決策をその対応責任者である国家や雇主に対して要求していくという運動が出てくるからである。次に「社会福祉運動を規定する第二の社会的なものは、法的・制度的および実態としての民主主義の水準である（「実態としての」といったのは、法・制度があっても現実を律しきれていないこともあるからである）。<sup>(6)</sup>」とされる。つまり、世界の民主主義の発展を反映した「日本国憲法」を中核にした法制度が形成され、それにもとづく民主主義の高揚によって諸々の諸権利や生活権などの保障を求めた下からの運動が展開されることになる。このことは戦前の天皇制や軍国主義化のもとでは、諸々の諸権利や生活権などの保障を求めた運動は、上から抑圧されていたことは言うまでもない。「日本国憲法」の制定などによって、運動を規定する重要な社会的なファクターである民主主義の水準が向上し、団結権の保障であるとか、民主主義の基本的理念などが教育によって国民に植えつけられるようになっていったのである。こうした点から運動にとって重要となる「運動の主体的形成」に大きな影響をもたらす結果となったのである。ここから、この民主主義の水準が高まるのが運動にとって重要であるとされるのである。最後に、「社会福祉運動を規定する第三の社会的なものは、責任主体である政策主体の生活問題に対する政策動向である。<sup>(7)</sup>」と指摘される。この点については、往々にしてこの生活問題対策を講じていかなければならない国家や雇主は生活問題そのものの実態や悲惨な状況を意識的にか無意識的にか目を向けようとせず、責任の所在を曖昧にし、生活問題への対応責任を回避しようとする動きが少なくない。こうした点から、政策主体批判や政策それ自体に対する批判が下から湧き出てくるのであり、最初は素朴な不満にもとづく運動であったものが、次第に運動の輪が広がり大きな勢いをもって政策提起への運動となっていく。こうして「政策主体の政策動向」が運動を社会的に規定していく重要なファクターとなっていくのである。

つまり、社会問題としての生活問題がこの社会の中に存在するという現実、「民主主義の水準」が高まったという現実、生活問題への対応を行わなければならない責任主体としての政策主体の政策動向という現実が社会福祉運動を起こさせる原動力になっているということである。確かに、この運動を誘発させる要因として、この三つが中核的柱になり得るということは十分に理解できるし、この三つが政策主体批判や政策批判を契機にして、下からの運動を推進し発展させることによって、新しい政策提起や政策立案となることは疑う余地はないように思われる。

しかし、ここで立ち止まって考えてみると、そもそも社会福祉運動（論）の本質とは、一体、如何なるものであるのかという素朴な疑問が生まれてくるのではないか。この資本主義社会の中から生まれてくる社会問題としての生活問題を大多数の社会的人間が背負わされ、その生活問題がこの社会の側から生まれるのであれば、その責任主体は国家や雇主となり、自ずとそれ

らが政策主体となり、生活問題への対応を求めて下からの運動を展開する。生活問題の存在や実態そのものが生活問題対策の実施責任者に対しての批判となり、生活問題対策の実施や充実を要求して運動を起こす。その運動を展開する際に、諸権利や生活権の保障、さらには団結権の保障を盾にして、すなわち、民主主義の水準が高まっているということ「かて」にして、不満や怒りの運動から、一步、進んで生活問題対策の新しい政策提起をもたらしていくのである。

この運動を引き起こすきっかけとなる社会問題としての生活問題の発生原因は資本主義の社会＝経済法則に求められるであろうし、民主主義の水準が高まることも近代社会の成立とともに資本主義社会の成熟化の中でもたらされた現象だと言えよう。おまけに、政策主体の政策動向の後退性といった生活問題の実態に背を向けることも、その対策を講じなければならない責任主体としての政策主体、すなわち、資本家（雇主）や国家の責任を回避させ、それをもって資本の利潤極大化をはかるという一つの現れであると言えよう。何か、運動を規定する重要な三つのファクターは、資本主義制度の枠組の中で捉えていくことが必要であると思われる。

しかし、社会福祉の本質とは、社会問題に対する対応策（政策）として捉えることであろう。すなわち、政策的概念として認識把握することが、本質的な捉え方となるにちがいない。もしそうだとするならば、社会福祉の本質は「政策という概念」と「運動という概念」とが並列的に存在し、その両者が共に本質的概念となれるのであろうか。しかも、「運動という現象形態」と「政策という本質的概念」といったそもそも異質の次元のものが、はたして本質という概念に統一できることが可能なかということが疑問となる。運動とは社会問題（社会福祉問題）そのものの存在や政策主体の政策動向などといった社会科学的な視点から捉えられていかなければならないものである。そこから、運動も本質的概念になり得る可能性も十分にある。ところが、社会福祉というもののの中に本質的概念が二つ並列的に存在するものであろうか。本質とは現象を成り立たせているものであり、現象を引き起こしているものであり、現象の根底にある客観的法則こそが本質であると考えられる。もしそうだとするならば、この客観的法則とは資本主義の社会＝経済法則であり、この法則から生まれる社会問題（社会福祉問題）に対する対応策こそが社会福祉の本質的概念であると言えよう。真田が指摘するように、社会問題（社会福祉問題）の存在、民主主義の水準の高揚、政策主体の政策動向という社会福祉運動を規定する三つのフレームワークは、社会問題（社会福祉問題）に対する対応策が十二分に全面開花し、整備され、充実していれば、この三つのフレームワークの存在そのものの比重や重みは相対的に軽くなり、この運動の必要性も相対的に小さくなり少なくなる可能性が出てくるのではないか。しかし、現実的実際的には、その逆であり、その運動の必要性はますます叫ばれることになる。そうすると、何か、本質的には政策的概念がその基礎やその底辺、さらにはその中核にありその前提にあり、まずは政策があるということであり、その次にその上に政策を芽生えさせ充実させ向上させるために、この運動が必要不可欠になるということではないか。

そこから、やはり本質的概念は社会問題（社会福祉問題）対策であり、その社会問題（社会

福祉問題）対策を作り出し、整備・拡充していくために運動という現象形態が我々の目の前に登場し、なくてはならないものとなるように思う。そういう点から考えると「運動という現象」と「政策という本質」とは異質の次元に存在するものである以上、両者を本質的概念として統一・統合できるものではないと考えられる。というのは、この運動を引き起こす原因とは社会問題（社会福祉問題）への対応策としての政策の不備や政策の欠陥、さらには政策の未成熟さが、その原因となっている場合が多い。そこから運動を成り立たせ、引き起こすものは政策そのものの存在であり、今、述べた何らかの形、あるいは、何らかの状態での政策の在り方の問題だと言えるのではないか。その運動はその根底に、その底辺にこうした状態の政策の問題点が存在するからこそ、運動が生まれ我々の目の前に現象として表出するものだと言えよう。だから、政策の不備・欠陥といった政策の問題状況や政策そのものの何らかの状態がその発生原因、すなわち、それを引き起こす本質となるということであり、その発生原因、つまり、その本質に規定され起因して運動という現象形態がもたらされると考えられることができるであろう。

さらに、ここで問題となっている社会問題（社会福祉問題）への対応策は、その対応策の充実に求めて起こる社会福祉運動や労働運動、さらには社会運動を鎮静化させるための譲歩的色彩が強い。こうした運動を抑えて、この社会が恒久持続的に存続していくために譲歩的に対応策（政策）を展開して行こうとする法則性（客観的法則性）も存在するはずである。こうした社会問題（社会福祉問題）への対応策（政策）が譲歩的な法則性を有するという点から見ても、運動の根底にはこの対応策（政策）の譲歩的な法則性という本質が横たわっているように推測されるのである。だから、社会福祉運動というものは、我々の目の前に現れる現象形態であり、その根底にはそれを引き起こす政策そのもの、あるいは、さまざま水準を表した状態の政策がその本質として横たわっていると考えてよいであろう。すなわち、いずれにしても「政策」という概念そのものが、本質としてその根底に存在しているといえる。その本質を引き金として、社会福祉運動が一つの現象形態として出現し浮かび上がってくるということになるであろう。

## 8. 社会福祉運動論の社会的実践性

そういう点から考えると、この社会福祉運動は社会福祉の本質的位置に据えるものではなく、本質的概念とはなり得ないように思われ、社会福祉の本質は社会問題（社会福祉問題）に対する対応策（政策）というものになるであろう。また、角度を変えてみると、政策の不備や政策の欠陥などといったものを取り除き、政策の充実・拡充を図っていく現実的で実際的な社会的実践そのものが社会福祉運動とも言えるのかもしれない。政策批判を起点として、さらには起爆剤として政策の不備・欠陥などを解消し、それを充実させていくためにこの社会福祉運動を展開して行こうとする方向性が濃厚となり、社会的実践概念の中にこの運動論は新しい息吹を

織り込むことになるであろう。このように見てくると、この運動論は社会的な実践の色合いや性格が強いと考えられる。社会的実践の色彩や役割が強いと考えられるならば、この運動論という概念や範疇の中には、問題解決のための政策形成や政策立案を行うための社会的な意味合いをもつ社会的技術の性格も兼ね備えていると考えられるのである。社会福祉の本質とは政策的概念であり、運動という概念はその政策そのものを要求し充実させ推進していくための「政策批判的要求型社会的技術」、「政策批判的要求推進（要求充実）型社会的技術」とでも言えるようなものではないかと考えるのである。当然に、この運動という概念は、本質的概念である「政策」そのものに規定づけられ制約づけられて掴んでいかなければならない。そこから、この運動は一人歩きするものではなく、資本主義の客観的法則から生み出される社会問題への対応策であるという本質的概念に規定づけられ制約づけられながら、捉えていかなければならないことになる。何か、この運動（論）は政策を要求し推進し充実していくための政策技術としての色彩や性格が強いとも考えられる。

また、そこから政策という学問の本質として取り扱ったことと、その政策批判を起点として生まれ政策充実に向けて、現実に行われ実際に展開される社会的実践としての運動という事柄を、高次的に統一・統合しようとする試みは、結局のところ問題の異なった性格を未分化にし、その両者をコップの中で単にかき混ぜただけになってしまう気がするのである。政策という本質と、その政策（政策的欠陥や政策的矛盾）によって引き起こされる現象形態としての運動論とを、同じ次元で統一・統合することは論理的・理論的には無理があると言えるのではないか。つまり、本質的次元の政策と現象的次元の運動とを同一次元で統一・統合することには矛盾が生じるからである。

また、付け加えておくと、確かに、この国家独占資本主義段階における社会福祉（政策）に向けての研究的努力や研究の情熱は、1960年代頃から1970年代頃以降の政策論的立場を押し出す一つの契機になっている。しかしまた、1940年代頃から1950年代頃に出発し、1960年代頃から1970年代頃以降のアメリカ合衆国で、従来の技術主義的体系中心主義からソーシャルアクションを一つのきっかけとして登場してくる社会改良主義的アプローチへの重心移行が、アメリカ社会福祉を賛美し崇拝していた我が国の技術主義的立場に立つ者の一部や折衷主義的立場に立脚する研究者を動揺させ、自分の理論体系の中にある問題点に気付かせることに役立っている。さらに、こうした問題提起に刺激を与えている事実、アメリカ社会福祉への無批判的な模倣を中心に推進されてきた我が国の福祉現場の実践が、ブルジョア民主主義を基盤にして展開される社会福祉援助技術としての、その援助技術が有する観念性と、なおそこから克服しきれず、逆にそこへ向かって反動的に後退していく我が国の社会福祉の前近代性に挟まれて、その福祉現場の実践や援助技術の進むべき方向性を新しい政策論的立場や、さらに進んで社会福祉運動論的体系に求めようとしていることも見逃すことはできないということも付け加えておく。

戦後日本の社会福祉研究史的概観からみた社会福祉運動論の位置づけ（末崎栄司）

〔注〕

- (1) 木田徹郎「社会福祉の現代的意義」（木田徹郎編著『社会福祉講座1 改定 社会福祉概論』新日本法規出版, 1971年, 所収）2頁。
- (2) 木田徹郎著『社会福祉事業』川島書店, 1967年, 2頁。
- (3) 真田是「第2章社会福祉運動の戦後過程」（浅井春夫・小賀久・真田是編『社会福祉運動とはなにか』かもがわ出版, 2003年, 所収）60頁。
- (4) 真田是, 前掲論文, 61頁。
- (5) 真田是, 前掲論文, 61頁。
- (6) 真田是, 前掲論文, 61頁。
- (7) 真田是, 前掲論文, 62頁。

（すえざき えいじ 社会福祉学科）

2022年10月21日受理